

令和7年9月16日

事業主 様

兵庫県建築健康保険組合

年収の壁・支援強化パッケージにおける被扶養者認定について
(令和5年11月15日、令和5年12月15日発出の取扱いを一部修正)

日頃より当健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年9月27日に全世代型社会保障構築本部において「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されたことを受け、

- ・社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外
- ・事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

を実施するため、厚生労働省より保保発1020 第3号 令和5年10月20日「「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて」の通知がありました。

その具体的な事務手続を考慮したQ&Aについても示され、同日付で適用することとする旨の連絡があったところです。

つきましては、当健康保険組合における具体的な取り扱いについては、通知およびQ&Aに基づいて対応いたしますが、令和5年度被扶養者調書（検認）および適用日以降のすでに届出済みの被扶養者異動届の取り扱いなどについて、下記のとおりとさせていただきますのでよろしくお願いたします。

記

1 具体的な取り扱い

令和5年10月20日以降の資格取得時等の新規被扶養者異動届による被扶養者認定について適用します。

新規に被扶養者異動届を提出する場合で、人手不足などにより残業等が増え一時的に収入増となった場合は、就業先の事業主の証明を添付して届出してください。

※「一時的に」とは、おおむね連続する3か月間と考えています。4か月を超えて扶養基準額を上回った場合は恒常的とみなして、原則、被扶養者と認められない場合があります。

扶養基準額は年間130万円、月額108,333円（60歳以上は年間180万円、

月額150,000円)

なお、令和5年10月20日以降にすでに届出済みの被扶養者異動届において、該当する者がある場合は就業先の事業主の証明を添付して訂正届を提出してください。

また、令和5年度検認において一旦被扶養者の認定を行ったものの、あらためて収入の再確認が必要であって、令和5年源泉徴収票や令和5年10月以降の給与明細などの提出をお願いしている場合は、この措置による取り扱いを適用します。

2 令和5年度被扶養者検認の取り扱い

令和5年10月16日を提出期限とした、令和5年度被扶養者確認調書（検認）については適用いたしません。

また、書類不備や添付資料の不足など、何らかの事情で被扶養者確認調書の提出が遅れて令和5年10月20日以降になる場合も、提出期限日までに提出いただいている者との公平性の観点から、この措置を適用しないこととします。

3 「一時的な収入変動」とは

一時的な収入増加の要因としては、主に時間外勤務（残業）手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定され、

一時的な収入変動に該当する主なケースとしては、

- ・当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加したケース
- ・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケース

などが想定されます。

令和5年11月15日に当健康保険組合から発出した文書では『※「一時的に」とは、おおむね連続する3か月間と考えています。4か月を超えて扶養基準額を上回った場合は恒常的とみなして、原則、被扶養者と認められない場合があります。』としていますが、上記のようなケースでは、4か月を超える場合が有り得ますので、柔軟に対応したいと考えています。

4 「一時的な収入変動」を確認できるものとは

「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」と合わせて、「雇用契約書」または「労働条件通知書」の写しおよび前年・前々年の給与支払額の分かるものを添付してください。

前年の給与支払額の分かるものとは、前年の「源泉徴収票」、「給与明細」、勤務先の事業主による「給与支払額証明書」等を考えています。

5 その他

①令和5年度検認（被扶養者確認）は今般の措置の施行日前に終えていますので、適用しないこととお知らせしたところです。

ただし、令和5年度検認において、確認時には基準額を超えることが見込まれるが、11月以降は基準額を超えないような勤務にすることを申し立ていただき、後日に令和5年收入額（源泉徴収票など）を報告いただく予定にしている方は、この措置の対象となりますが、11月以降の給料が一時的に変動している場合に限られることをご留意ください。

②『今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）については、あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限とすることとされています。さらに、被扶養者の収入確認を年1回実施していることを想定し、「連続2回」すなわち、連続する2年間の各年における収入確認において事業主の証明を用いることができることとしています。』（Q&Aより抜粋）とされていることから、2年連続して該当した場合に3年目は認められません。

事業主証明の様式はホームページの「けんぽからのお知らせ」を確認ください。

以上